

平成 28 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ア ル ワ ー ル ド  
住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃  
(コード番号：3691 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 部 長 石 塚 明  
TEL. 03-5114-3580

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 22 日開催予定の第 12 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 事業内容の拡大および多様化に対応するため、事業の目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 平成 28 年 9 月 30 日に開示いたしました「取締役会長選定及び監査等委員会設置会社監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に記載の通り、この度の定時株主総会におきまして監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (3) (1) (2) の各変更に伴い、号数および条数を修正するなど所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 12 月 22 日  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 12 月 22 日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (17) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(18) ~ (19) (条文省略)</p> <p>第3条~第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条~第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条~第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (17) (現行どおり)</p> <p><u>(18) 労働者派遣事業</u></p> <p>(18) ~ (19) (現行どおり)</p> <p>第3条~第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条~第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条~第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>   | <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>   |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>  | <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>   |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (取締役会の決議の方法)<br/>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u><u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (取締役会の決議の方法)<br/>取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |



| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                   | (削除)  |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>  | (削除)  |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/>第 40 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>  | (削除)  |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | (削除)  |
| <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>                     | (削除)  |
| <p>(新設)</p>   | <p><u>(監査等委員会の設置)</u><br/>第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。</p>   |
| <p>(新設)</p>   | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(新設)</p>   | <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br/>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                 |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |